

被ばく管理は法令上の義務です! 被ばく線量管理を 適切に行っていますか?



✓ お手軽に被ばく線量の管理が可能

お申込後に、弊社からバッジをお送りします。1か月間のバッジのご着用・ご返却後に報告書を発行いたします。

✓ 特別価格でのご提供

特別価格でご利用いただけます。料金等については保険医協会様へお問合せ下さい。



ぜひ、ルミネスバッジの導入をご検討ください!

X線撮影・RIの取扱いなど、放射線業務を行う際に
個人被ばく線量の測定が法令で義務付けられています

- 原子力規制委員会
放射性同位元素等の規制に関する法令施行規則第4章 20条
- 厚生労働省
労働衛生安全衛生法
電離放射線防止障害規則第8条
医療法施行規則第30条の18第2項

長瀬ランダウアの
HPはこちらから



お申込・資料請求先

群馬県保険医協会 〒371-0023 群馬県前橋市本町 2-15-10 前橋フコク生命ビル 8F
TEL: 027-220-1125 FAX: 027-220-1126

製品に関するお問合せ先

長瀬ランダウア株式会社 TEL: 029-839-3322 FAX: 029-836-8441